JR東海労ニュース

№1111 2008年9月8日 JR東海労働組合

正当な労働組合活動への支配介入は直ちに止めよ!

大阪府労働委員会命令骨子(07年5月23日)

就業規則に違反する行為があった場合でも、それが正当な組合活動として保護されるべき特別な事情がある場合は、当該行為を理由に不利益扱いをすることは許されないところ、組合が組合情報等を配布することは、日常的な組合活動の根本なのであるから、本件組合ビラ配布が、事前に会社の許可を得ていないことのみをもって、直ちに正当な組合活動に当たらないとまでいうことはできず、組合ビラ配布の是非については、その目的、必要性、態様及び会社が被る業務上の支障の程度等、その具体的状況に照らして、正当性を認めるべき特別事情の有無を判断すべきである。

東の、へ示すてし報て呼制な事を一支が。もた告いですい業を育配張まど場すま労るこ業を育れていたう合るす働なとずの大力にあるすりたっ合るす働などである。もたらないですが、もたらないがしまがです。といい活長いお目者かのをで

神領運輸区掲示 (写し)

会社施設内における秩序維持について

平成20年9月5日 神領運輸区長

本日、当区において会社施設内においてビラが配布されるという事象が発生しました。また過日、他職場において会社施設内のロッカーへビラが挿入されるという事象が発生している。

言うまでもなく、会社施設内における秩序維持については、就業規則22条に定められているとおりであり、「社員は会社が許可した場合のほか、会社施設内において、演説、集会、貼紙、掲示、ビラ配布その他これに類する行為をしてはならない。」

会社の許可を得ることなく、会社施設内において上述 の行為を行うことは一斉認めない。

また、会社施設内で不審な行動を発見した際には、速やかに管理者へ報告すること。

委員会もそのような認識で、ビラ配布への介入を不法行為と認定したのです。会社は、不法行為を働いているのです。にもかかわらず、何ら反省することなく正当な組合活動を規制する会社に抗議するとともに、不当性を訴えていきましょう。